

副業と労災給付の認定について

2019/12/26

労災保険給付に複数職場の労働時間と賃金を合算し給付

【厚労省】



- ・人手不足による企業の人材獲得競争が激しさを増す中、働き方の多様化が進んでいる。あるシンクタンクの調査によると「副業」を全面的に禁止している企業の割合は50.0%、希望者がいれば条件付きで容認は36.1%、全面的に容認は13.9%、となっている。
- ・政府は「働き方改革」で、「副業や兼業を推進しており、労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で普及促進を図る」としている。
- ・政府が副業を推進しているのは、成長戦略として経済成長の後押しをしているため。副業推進の具体的な効果として、人材育成、人材確保、労働市場の流動化、可処分所得の増加、創業の推進・イノベーションの促進などを挙げている。
- ・つまり、優秀な技能をもつ人材を他社にも分け与え有効活用することで人材確保に寄与し兼職者にとってもスキルの獲得、キャリアアップ、収入増にもつながり、新事業の創出や経済成長に寄与するというもの。
- ・労働者は、労働契約により定められた労働時間に労務の提供義務を負い会社に正当な理由がない限りそれ以外の時間は個人の自由な時間ではある。
しかし、実際には80%以上の企業は就業規則で禁止しており、容認している企業は15%と少ない。
- ・副業のメリットとしては働き方の選択肢が広がり新たな収入を得て本業では得られない能力を身にすることもできるというが、労使がどのように歩み寄るかが課題となる。
- ・就業時間外に副業を禁止している主な理由としては本業への支障、会社の機密情報の防衛、会社への忠誠心の要請などがあると考えられる。
- ・総務省の就業構造基本調査（2017年）によると、副業者数は267万人（仕事従事者の4%）で一方、副業を希望する人は年々増えており、総務省によると17年時点で424万人となっている。
又、他の資料（Japan Data社）によると前年比10万人増の744万人と過去最高を記録して

いる。副業元年といわれる2018年、副業や兼業に従事した人は、同社の資料による副業・兼業の多い職種はネットを利用して自宅でできるPCのデータ入力165万人、営業関係137万人となっている。

- ・又、副業することに時間外・休日などの条件をつけて積極的に容認していくとする企業も増えている。チャレンジ、ベンチャー精神、行動力といった目標、一企業の枠を超えて社内では得られない経験を通してキャリアを形成し自立した人材の育成を目指している。
その他にも離職防止、特定スキルの取得した人材強化にもなるという指摘もある。
- ・政府の目論見や一部容認企業の対応に対して企業人事担当者としては、副業の申請があった場合には就業規則を遵守し現職専念義務、人事評価、賃金など企業の諸規程や実情に応じて適正なルールを定めて運用可能な方向性を持った方法で職種など現実的な対応を取ることになると思われる。
- ・疲労の蓄積や長時間労働による弊害に対しての指摘も多いが、終身雇用への不安、ビジネス環境の急激な変化への対応、労働力人口の減少の中、個々人と企業はスキルアップと生産性向上にどう取り組んでいくべきか大きな課題である。

■2019年12月23日の劳政審（労働政策審議会）の部会で労災保険制度の見直し案が了承され、2020年の通常国会に改正法案が提出される見込みとなった。

- ・勤務中及び通勤災害の事故で休業した場合、現在は事故の起きた勤務先の賃金しか補償していないが改正案では、本業の賃金と副業先の賃金を合算して労災補償給付を行うというもの。

又、長時間労働に起因する労災認定基準も複数事業所の労働時間を合算する仕組みに変える。

(2019/12/26 特定社会保険労務士 小山労務管理事務所)

